

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2022年6月27日

大阪府知事 殿

提出者

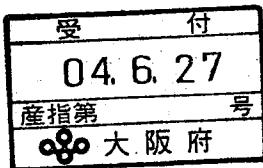
住所 大阪府摂津市昭和園9番13号

氏名 岸本建設株式会社

代表取締役社長 谷口賢治

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-632-3221



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2021年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	岸本建設株式会社 大阪本店
事業場の所在地	大阪府摂津市昭和園9番13号
事業の種類	06 総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	2021年04月01日～2022年03月31日

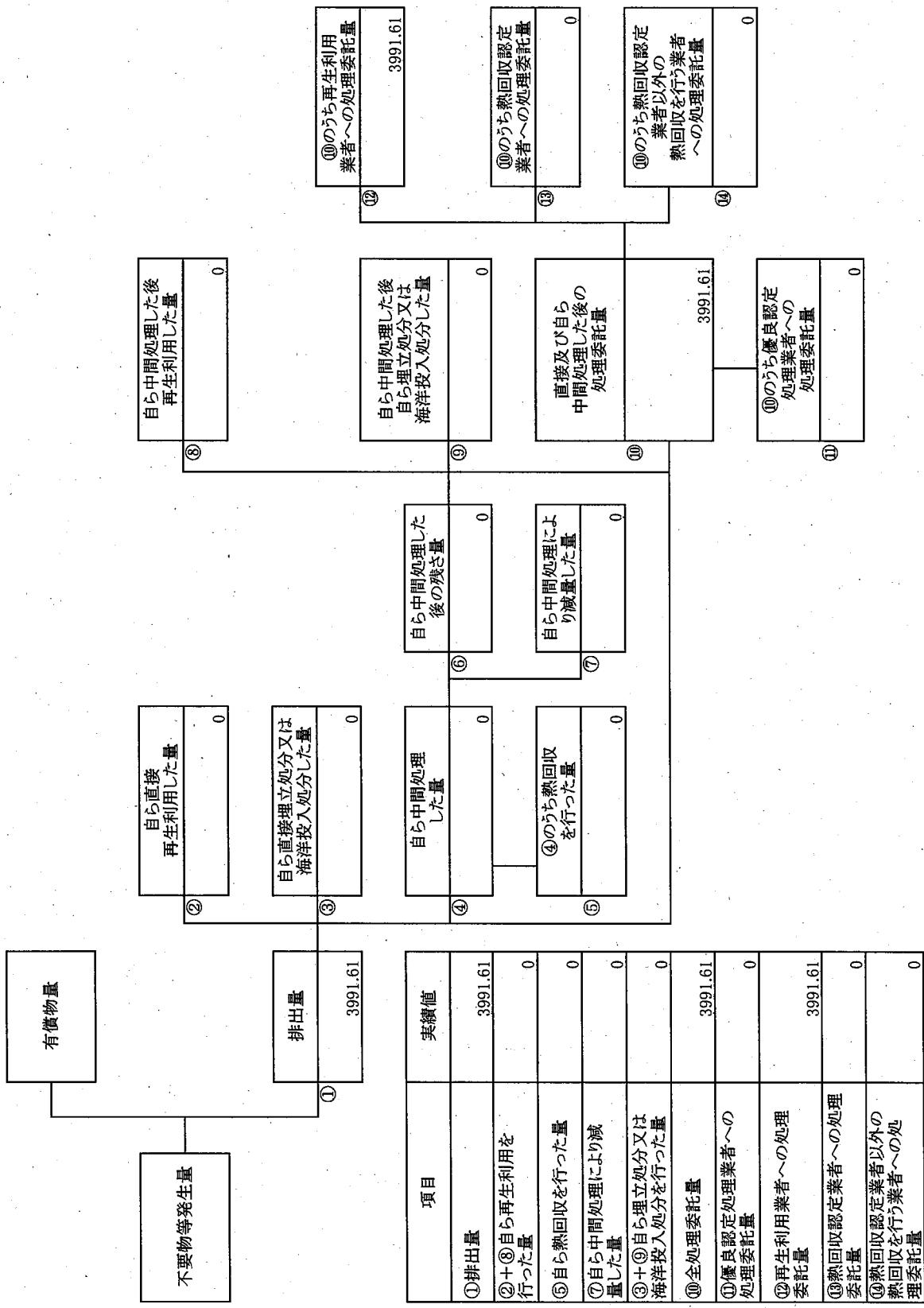
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,000t	全処理委託量	2,000t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	2,000t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

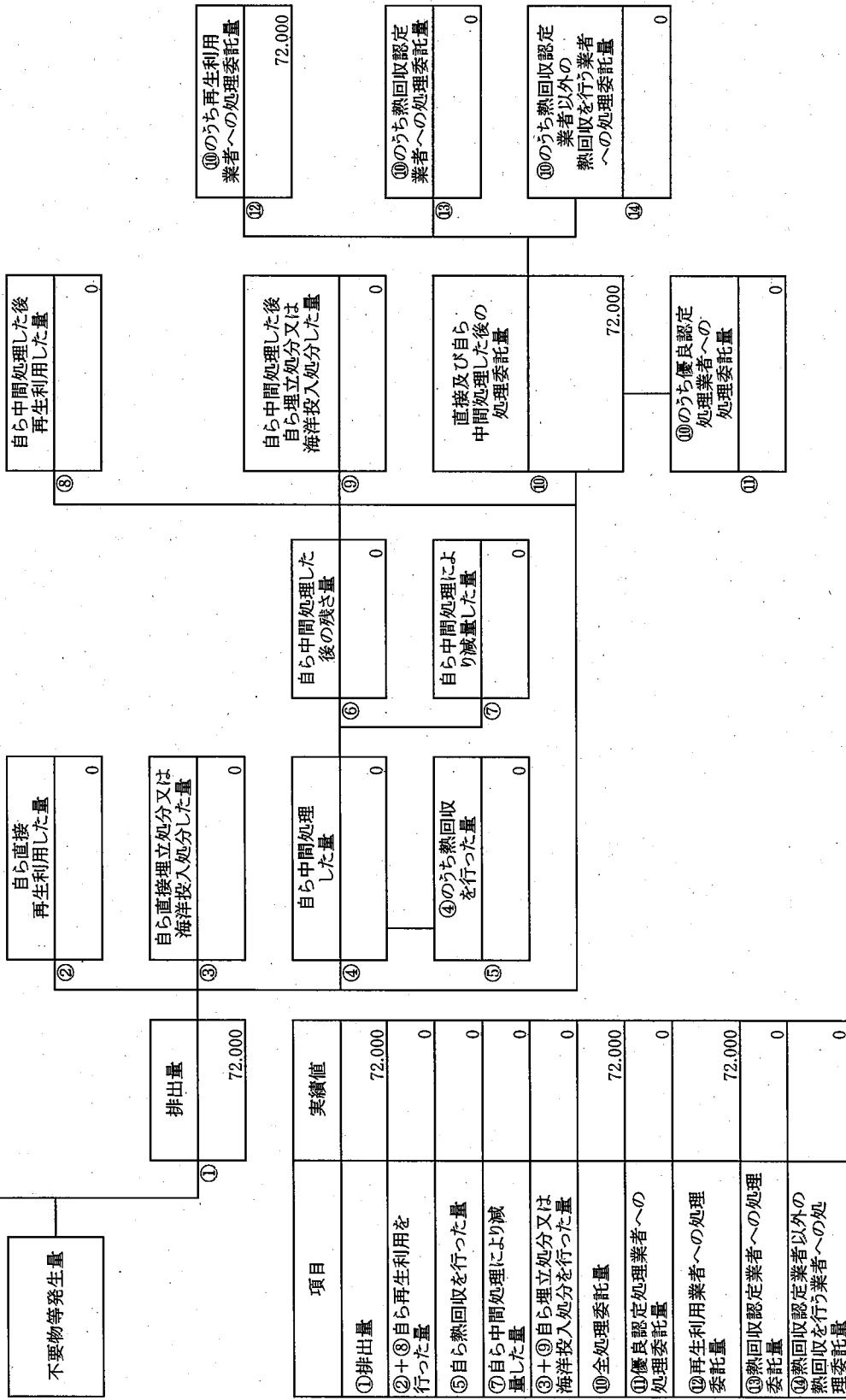
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設系混合廃棄物



第十回の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設工事の木くず

1

①排出量	実績値 19.43	項目	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後 の残さ量 ⑥	自ら中間処理による 減量 ⑦	自ら直接再生利用した量 ②	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③	自ら直接再生利用した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑨	自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量 ⑩	自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量 ⑪	
不要物等発生量		②自ら再生利用を行った量	19.43	④のうち熱回収を行った量	0	⑥自ら熱回収を行った量	0	⑨自ら中間処理により減量した量	0	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0.00
排出量	19.43	③自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑤自ら中間処理による減量	0	⑦自ら中間処理による減量	0	⑩のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	19.43	⑪のうち優良認定業者への処理委託量	0.00
自ら直接再生利用した量	0	⑧自ら再生利用を行った量	0	⑩のうち熱回収を行った量	0	⑫自ら中間処理による減量	0	⑬自ら中間処理による減量	0	⑭自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量	0
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	⑨自ら中間処理による減量	0	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬自ら中間処理による減量	0	⑮自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量	0	⑯自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量	0
自ら中間処理した後 再生利用した量	0	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	19.43	⑭自ら中間処理による減量	0	⑮自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量	0	⑯のうち優良認定業者への処理委託量	0	⑰自ら直接再生利用した後 業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。